

他の市区町村（滞在地）での不在者投票の方法

選挙の期間中、旅行や出張等で遠隔地に滞在し、草津町であらかじめ投票することができない方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。郵送で投票用紙等をやり取りするため、早めに請求及び投票をして下さい。

●手順

- 1 ダウンロードした「不在者投票宣誓書兼請求書」を草津町選挙管理委員会へ郵送又は持参して下さい。※ ダウンロードした様式には必ず自書で記入して下さい。
注意：FAX、Eメール等は使えません。早めの手続きをお願いいたします。

(送付先) 〒377-1792 群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地
草津町役場内 草津町選挙管理委員会 あて



- 2 草津町選挙管理委員会に送られて来た「不在者投票宣誓書兼請求書」の内容を確認し、投票用紙等を郵送します。



- 3 草津町選挙管理委員会から封筒が届きましたら中を確認し、通知とビニール袋に一式「投票用紙、投票用封筒（外封筒・内封筒）不在者投票証明書等」が入っていますので、**ビニール袋は開封せず**、告示日以降に滞在地の最寄りの選挙管理委員会へ持参し投票を行って下さい。

注意：同封のビニール袋開封すると投票ができなくなる可能性があるので注意して下さい。

ご不明な点がありましたら下記の問合せ先へご連絡ください。

《問い合わせ先》
草津町選挙管理委員会事務局
電話：0279-88-0001